

箕 面 市 立 保 育 所  
機 械 警 備 業 務 委 託 仕 様 書

## 箕面市立保育所機械警備業務委託仕様書

箕面市立保育所機械警備業務の内容等については次のとおりとする。

### 1. 委託業務の範囲について

#### (1) 実施場所

市立保育所 4 所（所庭を含む）

箕面市立桜ヶ丘保育所 （箕面市桜ヶ丘3-12-5）

箕面市立萱野保育所 （箕面市萱野1-19-30）

箕面市立稲保育所 （箕面市船場西1-11-9）

箕面市立東保育所 （箕面市粟生外院 5-2-1）

#### (2) 業務の開始

契約書と同じ。

ただし稲保育所は令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

#### (3) 警備実施方法

異常事態を自動的に委託者へ通報する機能及び異常事態を認知した際に通報する機能（非常ベル・非常通報ペンダント）を有する警報装置を設置し、機械警備を行う。

異常事態を覚知した際は、関係機関への通報連絡及び初期（緊急）出動の対応を行う。

- ・ 乙の電話回線の使用は可とする。
- ・ 回線の種別はアナログとする。

#### (4) 警備時間は概ね次のとおりとする。

平日：閉所時間（概ね午後7時から翌午前7時まで）

土・日曜日・祝日及びその他休日：終日

非常ベル及び非常通報ペンダントによる通報に対応する時間は、閉所時間を含め終日とする。

### 2. 損害賠償等について

受託者が機械警備中に明らかに乙の責に帰すべき理由により損害を生ぜしめた場合の損害賠償等については、次のとおりとする。

#### (1) 身体上の損害について

被害者1名につき最高1億円とする。

（ただし、1事故について最高10億円とする。）

#### (2) 財物上の損害について

1 事故について最高 10 億円とする。

(3) 請求期限等について

乙は、甲から報告書等により、その事実を知った日から 7 日以内に書面をもって請求がなされた場合に限り、損害賠償の責を負うこととする。

3. 警備機器類の設置条件

乙は、警備のために必要な機器類の設置を次の条件で設置しなければならない。

- (1) 設置、撤去に要する経費は、乙がすべて負担すること。
- (2) 設置する前に、必ず甲と打ち合わせを行い承認を受けること。
- (3) 本契約の乙が現受託者から変更となる場合は、警備機器の設置（交換）等の工事日程等は、甲と現受託者と十分に調整を行い、甲の承認を受けること。
- (4) 設置器具、配線等については、契約期間内は乙が保証するものとし、定期的に保守管理を行い、その費用は乙が負担すること。ただし、甲の責任において機器類を破損した場合は、この限りでない。

4. 仕様書の作成

入札後、甲と協議のうえ乙が警備仕様書を作成すること。なお、警備仕様書は、原則として施設ごとに作成すること。

5. その他

- (1) 入札の前に現地の確認等を希望する者は、担当者に必ず事前に申し出たうえ、その方法等について指示を受けること。
- (2) 契約期間の変更、契約対象施設の増改築等により業務委託料に変動が生じる場合には、甲及び乙双方が協議のうえ、対応するものとする。
- (3) 警備キー等の必要数は下記のとおりとする。
  - ・ 各園警備キー 13 本 × 4 所 = 52 本
  - ・ 保育幼稚園総務室保管分警備キー 4 所分 4 本
  - ・ 非常通報ペンダント 10 個 × 4 所 = 40 本

箕 面 市 立 保 育 所

厨房室フード及び換気扇  
清掃業務委託仕様書

箕面市立保育所厨房室フード及び換気扇清掃業務委託仕様書

1. 委託場所

箕面市立保育所厨房室フード及び換気扇清掃委託場所は次の各市立保育所とする。

- 桜ヶ丘保育所 (箕面市桜ヶ丘3-12-5)
- 萱野保育所 (箕面市萱野1-19-30)
- 稲保育所 (箕面市船場西1-11-9)
- 東保育所 (箕面市粟生外院5-2-1)

2. 業務期間

契約書と同じ。

ただし稲保育所は、令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

3. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- 7) 提出書類(原則としてA4版とする)
  - ①作業後清掃業務報告書を作成の上、各保育所長の確認印押印の後、提出するものとする。
  - ②その他発注者の指示するもの

4. フード及び換気扇数

- 桜ヶ丘保育所 フード: 4箇所、換気扇: 4箇所
- 萱野保育所 フード: 4箇所、換気扇: 3箇所

稲保育所	フード：	5箇所、換気扇：	2箇所
東保育所	フード：	4箇所、換気扇：	1箇所

## 5. 業務内容

### <清掃行程>

次のとおり作業を行い、清掃にあたっては他の物が汚れないように覆い、作業後は床等の汚れを取り除く。

- フード：内外の油及び汚れを洗剤にて落とし、水拭きし乾拭きにて仕上げる。
- 油受け：ステンレス板、フィルター、受け皿とも洗剤溶液（お湯）につけこみ、油及び汚れを浮かしブラシ等にて洗浄し、よく水洗いした後乾燥させ、乾拭きし、装着する。ステンレス板の受け枠はフードと同様にする。
- フードの通気口：ブラシ及びケレン等で埃、油を取り除き洗剤を用いて水拭きをして仕上げる。
- 換気扇：換気扇を取り外し、油受け同様に作業する。（モニター等が濡れないための保護をする。）

### <清掃時期>

7～9月及び2～3月

## 6. 業務日時

作業は保育所開所中に行うものとし、乙は、各保育所及び保育幼稚園総務室に事前に連絡し、児童の保育に最も支障の少ない時に清掃作業の日時を設定するものとする。

## 7. 作業報告

乙は作業後、清掃業務報告書を作成の上、各保育所長の確認印押印の後、甲に提出するものとする。

## 8. 業務上の留意事項

業務にあたっては保育所児童の安全と健康を最優先事項とし、洗剤及び清掃用具の使用等に際し児童に対し危険及び健康被害を生じない手段をもって業務を行うものとする。

## 9. 協定事項

この仕様書に定めのない事項については、その都度甲・乙協議の上取り決めるものとする。

箕 面 市 立 保 育 所

カーペット清掃業務委託仕様書

箕面市立保育所カーペット清掃業務委託仕様書

1. 委託場所

箕面市立保育所カーペット清掃委託場所は次の各市立保育所とする。

- 桜ヶ丘保育所 (箕面市桜ヶ丘3-12-5)
- 萱野保育所 (箕面市萱野1-19-30)
- 稲保育所 (箕面市船場西1-11-9)
- 東保育所 (箕面市粟生外院5-2-1)

2. 業務期間

契約書と同じ。

ただし稲保育所は、令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

3. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- 7) 提出書類（原則としてA4版とする）

① 施行後 作業報告書

1部

乙及び業務関係者は作業後、清掃業務報告書を作成の上、各保育所長の確認印押印の後、甲に提出するものとする。

4. 業務内容

<清掃工程>

埃、汚れを落とすとともに、カビ、ダニ等の除去を行う。主な工程は次のとおりとす



る。

- ①真空掃除機によりカーペットの埃、砂の除塵を行う。
- ②せっけん水を使用し、回転式洗浄機にカーペット専用ブラシを装着し洗浄を行う。  
(部分的に染みぬきが必要な場合に限り洗剤を使用する。)
- ③エクストラクターにより温水を噴射し、すすぎを行うと同時に汚水を回収する。
- ④翌日以降のカーペット使用に支障が出ないように乾燥させる。

<清掃時期>

7～9月及び2～3月

<清掃面積>

別表(カーペット清掃面積)のとおり

5. 業務日時

作業は保育所開所中に行うものとし、乙は、各保育所及保育幼稚園総務室に事前に連絡し、児童の保育に最も支障の少ない時に清掃作業の日時を設定するものとする。

6. 業務上の留意事項

業務にあたっては保育所児童の安全と健康を最優先事項とし、洗剤及び清掃用具の使用等に際し児童に対し危険及び健康被害を生じない手段をもって業務を行うものとする。

7. 協定事項

この仕様書に定めのない事項については、その都度甲・乙協議の上取り決めるものとする。

(別表1)

保育所カーペット面積表

カーペット清掃面積(全所)

保育所名	清掃時期	
	7~9月	2~3月
桜ヶ丘保育所	346.75	274.75
萱野保育所	280.30	280.30
稲保育所	206.64	206.64
東保育所	226.00	226.00
合計	1,059.69	987.69

桜ヶ丘保育所

カーペット清掃面積表

保育室等の 名称	床面積 m <sup>2</sup>	カーペット面積 夏期のみは( ) m <sup>2</sup>	清掃必要時期		階数
			7~9月	2~3月	
0歳 乳児室	28.00	28.00	○	○	2階
匍匐室	48.00	48.00	○	○	2階
2歳	71.50	71.50	○	○	1階
2歳	45.50	45.50	○	○	1階
1歳	46.00	46.00	○	○	1階
病後児室	35.75	35.75	○	○	1階
3歳	64.00				1階
3歳	64.00				1階
4歳	72.00				1階
5歳	72.00				1階
厨房	51.75				1階
事務室	49.20				1階
医務室	8.75				1階
その他	488.45	(72.00)	○		
延べ床面積	1,144.90	274.75 (72.00)	346.75	274.75	

## 萱野保育所

## カーペット清掃面積表

保育室等の 名称	床面積 m <sup>2</sup>	カーペット面積 夏期のみは ( ) m <sup>2</sup>		清掃必要時期		階数
				7~9月	2~3月	
0歳 乳児室	42.00		42.00	○	○	2階
匍匐室	42.00		42.00	○	○	2階
1歳 乳児室	44.50		44.50	○	○	2階
匍匐室	42.00		42.00	○	○	2階
2歳	42.00					1階
3歳	42.00					1階
4歳	42.00					1階
5歳	42.00					1階
遊戯室	56.00					1階
病後児室	54.00					2階
病後児室	24.50					2階
厨房	50.00					1階
事務室	30.50					1階
医務室	13.50					1階
その他		6帖用絨毯	2枚	○	○	
その他	453.00	階段	90.00	○	○	
延べ床面積	1,020.00		280.30	280.30	280.30	

## 稲保育所

## カーペット清掃面積表

保育室等の 名称	床面積 m <sup>2</sup>	カーペット面積 夏期のみは ( ) m <sup>2</sup>		清掃必要時期		階数
				7~9月	2~3月	
0歳	40.20	40.20		○	○	1階
0歳	64.22	64.22		○	○	1階
1歳	43.95	43.95		○	○	1階
1歳	52.95	52.95		○	○	1階
2歳	42.00	3.16		○	○	2階
2歳	44.25	1.08		○	○	2階
3歳	49.44					2階
3歳	70.48					2階
4歳	47.25					2階
5歳	52.50					2階
厨房	49.56					1階
事務室	42.75					1階
医務室	12.70					1階
その他	398.80	1.08		○	○	2階
延べ床面積	1,011.05	206.64		206.64	206.64	

## 東保育所                      カーペット清掃面積表

保育室等の 名称	床面積 m <sup>2</sup>	カーペット面積 夏期のみは ( ) m <sup>2</sup>	清掃必要時期		階数
			7~9月	2~3月	
0歳	42.38	42.38	○	○	1階
0歳	45.63	45.63	○	○	1階
1歳	49.00	49.00	○	○	1階
1歳	48.30	48.30	○	○	1階
2歳	44.55	40.69	○	○	2階
2歳	42.38				2階
3歳	46.50				2階
3歳	39.06				2階
4歳	48.86				2階
5歳	62.76				2階
厨房	54.51				1階
事務室	62.37				1階
医務室	12.50				1階
病後児室	19.83				1階
その他	412.82				
延べ床面積	1,031.45	226.00	226.00	226.00	

箕 面 市 立 保 育 所  
樹木害虫防除業務委託仕様書

## 箕面市立保育所樹木害虫防除委託仕様書

### 1. 対象施設

別紙一覧のとおり

### 2. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし稲保育所は、令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

### 3. 業務内容

#### (1) 保育所敷地内における樹木の害虫防除

- 害虫の種類、被害の程度に応じて防除方法を選択することとし、薬剤の使用は最低限にとどめるよう努めること。
- チャドクガなどの樹木の害虫について、発生枝の切除・焼却などにより予防措置をとると共に、発生した場合は早期切除により駆除及び被害拡大の防止を行うこと。
- 切除、焼却により防除できない場合に限り薬剤を使用することとする。
- 薬剤を使用する場合は、塗布、注入などの散布によらない方法を検討すること。
- 薬剤散布については、被害が広範かつ拡散する場合など、散布によらない方法では防除することができない場合に限る。
- 薬剤散布については、無風又は風の弱い時に行うなど、敷地内、近隣に影響の少ない天候の日や時間帯を選んで行う。
- 散布作業時には、看板等の表示により近隣に最大限の配慮を行うこと。
- 切除した枝葉、落下した害虫等は乙の責任で処分すること。
- 使用する薬剤の製品安全データシートを提出し、散布後の子どもへの影響や残留性について、所長に説明のうえ確認を得てから散布すること。
- 薬剤は希釈倍数や使用量を遵守すること。

#### (2) その他

- 作業日時については、保育業務に支障をきたさないよう各所長と協議のうえ決定すること。
- 作業は上半期、下半期それぞれ1回ずつの年2回とする。
- 作業に際しては、近隣人家、通行人、道路等に支障のないよう十分配慮するとともに、事故の未然防止に必要な措置を講ずること。
- 作業中の写真及び、薬剤を使用した場合には、薬剤の種類及び使用量についての報告書作成し提出すること。

箕面市立保育所樹木【害虫防除・剪定】委託対象施設

保育所		所在地		電話	高木	低木	他	草刈り
桜ヶ丘	保育所	562-0046	箕面市桜ヶ丘3-12-5	072-723-8118	5	15	藤棚1	132.6㎡
萱野	保育所	562-0014	箕面市萱野1-19-30	072-723-5400	7	36	藤棚1	38.8㎡
稲保	保育所	562-0036	箕面市船場西1-11-9	072-728-5000	34	生け垣18m	藤棚1	—
東保	保育所	562-0025	箕面市粟生外院5-2-1	072-728-4858	49	—	藤棚2	—

箕 面 市 立 保 育 所

樹木剪定業務委託仕様書



## 箕面市立保育所樹木剪定業務委託仕様書

### 1. 対象施設

「樹木害虫防除業務委託仕様書」の別紙を参照

### 2. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし稲保育所は、令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

### 3. 業務内容

#### (1) 保育所敷地内における樹木の剪定

- 剪定の程度、方法は、事前に各保育所長と協議するが、剪定に適した時期をはずさないように行い、樹木の特性に応じて徒長枝の切詰め及び込み入った枝の抜き切り、樹木の骨格づくりを行い、剪定後の生育が良好となるようにすること。
- 敷地外へ侵出する樹木、草木の剪定を行うこと。
- 電線にかかる樹木について、電線にかからないよう必要な剪定を行うこと。
- 藤棚については上部分を十分に剪定し、周りの樹木に絡むツルを除去すること。
- 剪定枝については、乙の責任で処分すること。
- 剪定は、上半期1回、下半期1回の年間2回の頻度で行うこと。

#### (2) 保育所敷地内の樹木の施肥

- 施肥の時期は、各所長と協議のうえ適宜行うこと。
- 高木については、つぼ掘りとし、低木は表面施肥とする。
- 施肥は油かすを原則とし、乙の負担とする。
- 使用する肥料については安全性に留意し、所長に説明のうえ確認を得てから施肥すること。
- 施肥は、上半期1回、下半期1回の年間2回の頻度で行うこと。

#### (3) 桜ヶ丘・萱野保育所の草刈り

- 桜ヶ丘・萱野保育所内の当該箇所（計171.4㎡）の草刈りを行う。
- 草刈りは年間2回ずつの頻度で行うこと。
- 機材は保育所の備品を使用し、刈りカスの処分費用は契約金額に含まない。
- スケジュールについては、桜ヶ丘・萱野保育所長と調整して決定すること。

#### (4) その他

- 作業日時については、保育業務に支障をきたさないよう各所長と協議のうえ決定すること。
- 作業に際しては、近隣人家、通行人、道路等に支障のないよう十分配慮するとともに、事故の未然防止に必要な措置を講ずること。
- 作業前と作業後の同じ位置から撮影した写真を作業終了後提出すること。

箕 面 市 立 保 育 所

消防用設備等点検業務委託仕様書

## 箕面市立保育所消防用設備等点検業務仕様書

### 1. 委託場所

- 桜ヶ丘保育所 (箕面市桜ヶ丘 3-12-5)
- 萱野保育所 (箕面市萱野 1-19-30)
- 稲保育所 (箕面市船場西 1-11-9)
- 東保育所 (箕面市粟生外院 5-2-1)

### 2. 対象設備

各保育所の消防用設備等 (別表 1 のとおり)

### 3. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし稲保育所は、令和 5 年 4 月に民営化するため、令和 5 年 4 月以降は委託業務対象外とし、委託者 (以下、「甲」という。) と受託者 (以下、「乙」という。) が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

### 4. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。

#### 7) 提出書類

- ① 消防用設備等点検結果報告書 各 1 部
- ② その他発注者の指示するもの

### 5. 業務内容

各所の消防用設備等 (消火器具、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識その他付随するもの) について、年 2 回の点検を行い、結果報

告提出書類を作成する。また、不良箇所があった場合には、写真を添付した報告書を作成すること。

消防設備設置数一覧表(保育所)

		桜ヶ丘	萱野	稲	東	合計	
消火器具		15	15	12	17	69	
自動火災報知設備	設備の有無(※1)	1	1	1	1		
	設備						
	受信機回線						
	感知器	差動式	分布型	空気管			
			熱電対				
		スポット型	28	31	27	25	
		定温スポット型	23	12	10	12	
	煙式	イオン	0	0	4	4	
		光電	7	7	0	5	
		地区音響装置	4	3	2	4	
	発信機	3	3	2	3		
非常警報器具放送							
スピーカー		—	—	—	—		
避難器具 救助袋		—	—	—	—		
金属梯子		—	—	—	—		
誘導灯	設備(分電盤)		1	1	1	2	
	避難口	大型	0	1	0	0	1
		中型	0	7	4	5	18
		小型	4	0	0	1	5
	通路	大型	0	0	0	0	0
		中型	0	3	0	5	8
小型		0	8	2	3	14	
防排煙設備	設備(制御盤)		3	1	—	—	5
	連動感知器	イオン	—	—	—	—	—
		光電	5	1	—	—	8
	防火戸		3	1	—	—	5
	シャッター		—	—	—	—	—
漏電火災警報機							

※1 自動火災報知設備の有無一有りは「1」、無しは「0」を入力

箕 面 市 立 保 育 所

厨房機器保守点検業務委託仕様書

## 箕面市立保育所厨房機器保守点検業務委託仕様書

### 1. 委託場所

- ・桜ヶ丘保育所 (箕面市桜ヶ丘3-12-5)
- ・萱野保育所 (箕面市萱野1-19-30)
- ・稲保育所 (箕面市船場西1-11-9)
- ・東保育所 (箕面市粟生外院5-2-1)

### 2. 対象設備

厨房内各機器 (別表1のとおり)

### 3. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし稲保育所は令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

### 4. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- 7) 提出書類(原則としてA4版とする)
  - ①点検結果とその評価(対応方法を含む)を専門的見地から行い、書面にて報告を行う。
  - ②その他発注者の指示するもの

## 5. 業務内容

- 厨房内の機器全般の目視点検及び下記の項目による点検
- 簡単な修理、調整、グリスアップ
- ※ 修理の範囲は、部品を必要とせず、作業時間が1時間を超えないものとする。

### <点検項目>

- ① 電気関係（1次配線、配電盤は除く）
  - 絶縁抵抗検査
  - 電気部品器具点検調整
  - 配線関係点検
- ② ガス関係（1次配管は除く）
  - ガス漏れ検査
  - 排気燃焼検査（CO濃度）
- ③ 給水給湯関係
  - 水・湯漏れ点検
  - 配管用バルブ・継手類、点検調整

## 6. 実施時期

毎年度8月末までの早い時期で、協議のうえ決定する。



別表1 保育所厨房設備機器表

No.	保育所名	メーカー	機器名	機種
No.1	桜ヶ丘	インダ厨機	包丁まな板殺菌庫	113
No.2	桜ヶ丘	東芝	牛乳用ショーケース	SF-R75L
No.3	桜ヶ丘	細山熱器	給湯器	DST-207号
No.4	桜ヶ丘	ダイワ	縦型冷凍庫	241SS
No.5	桜ヶ丘	日本調理器	フードスライサー	VA-20
No.6	桜ヶ丘	日本調理器	ピーラー	PL-22-N
No.7	桜ヶ丘	ナショナル	家庭用冷蔵庫	NR-E45EM1-G
No.8	桜ヶ丘	服部工業	立体炊飯器	LGB-505-100
No.9	桜ヶ丘	日本調理器	回転釜	KGS-15
No.10	桜ヶ丘	服部工業	スチームコンベクション	GOC-10-3
No.11	桜ヶ丘	ニチワ	食器消毒保管庫	ESN-40A
No.12	桜ヶ丘	不明	5口ガスオープンレンジ	不明
No.13	桜ヶ丘	ホシザキ	消毒保管庫	HSB-5SA3-1

No.	保育所名	メーカー	機器名	機種
No.1	稲	アイホー	ピーラー	P-27
No.2	稲	アイホー	フードスライサー	VC-4
No.3	稲	ダイワ	縦型冷凍冷蔵庫	431-YS2
No.4	稲	アイホー	包丁まな板殺菌庫	KT-153
No.5	稲	細山熱器(株)	給湯器	DST-207
No.6	稲	アイホー	食器消毒保管庫	ES-1002
No.7	稲	アイホー	高速度ミキサー	NX-46
No.8	稲	服部工業	スチームコンベクション	GO-10
No.9	稲	服部工業	回転釜	GHS-26
No.10	稲	服部工業	立体炊飯器	LGS-100
No.11	稲	東芝	冷蔵ショーケース	SF-B66LS1
No.12	稲	オングル	6口ガステーブル	M-1500

No.1	萱野	ダイワ	縦型冷凍冷蔵庫	511S2-EC
No.2	萱野	アイホー	包丁まな板殺菌庫	KT-153
No.3	萱野	日本調理器	フードカッター	VA-40
No.4	萱野	日本調理器	ピーラー	PL-22
No.5	萱野	服部工業	回転釜	GHS-30
No.6	萱野	マルゼン	5口ガステーブル	不明
No.7	萱野	服部工業	立体炊飯器	LG-633-100
No.8	萱野	ハーマン	給湯器	T40-03
No.9	萱野	服部工業	スチームコンベクション	GO-10
No.10	萱野	ニチワ	食器消毒保管庫	ESN-4DA
No.11	萱野	アイホー	高速度ミキサー	MX-24

No.1	東	アイホー	包丁まな板殺菌庫	KT-153
No.2	東	日本調理器	ピーラー	PL-22-N
No.3	東	日本調理器	フードスライサー	VA-20
No.4	東	ホシザキ	縦型冷凍冷蔵庫	HRF-75CX
No.5	東	ダイワ	検食用冷凍庫	241SS
No.6	東	東芝	冷蔵ショーケース	SF-B66LS1
No.7	東	細山熱器(株)	給湯器	DST-207号
No.8	東	オングル	6口ガステーブル	M-1500
No.9	東	明城製作所	食器消毒保管庫	MES-20M
No.10	東	服部工業	スチームコンベクション	GOC-10-3
No.11	東	服部工業	立体炊飯器	LG-606-100
No.12	東	服部工業	回転釜	GHS-26
No.13	東	日本調理器	高速度ミキサー	MX-40
No.14	東	ホシザキ	消毒保管庫	HSB-10SA3-1

箕 面 市 立 保 育 所

配膳用リフト点検業務委託仕様書  
(クマリフト社製)

## 箕面市立保育所給食配膳用リフト点検業務委託仕様書

### 1. 委託場所

- ・桜ヶ丘保育所（箕面市桜ヶ丘3-12-5）
- ・萱野保育所（箕面市萱野1-19-30）
- ・東保育所（箕面市粟生外院5-2-1）

### 2. 対象設備

桜ヶ丘保育所…クマリフト製 M(30kg)	※令和2年3月設置
萱野保育所…クマリフト製 M(50kg)	※昭和51年4月設置 令和4年2月に一部改修
東保育所…クマリフト製 M(100kg)	※昭和62年4月設置

### 3. 業務期間

契約期間と同じ

### 4. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき発注者の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、受注者の責任において施行すること。
- 4) 受注者及び業務関係者は、発注者の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど発注者と協議し、その指示に従うこと。
- 7) 提出書類（原則としてA4版とする）
  - ・ 施行後 点検報告書 1部

### 5. 業務内容

○配膳用リフトの不具合箇所の点検

### 6. 実施日及び実施時間

毎年8月末までの時期で、実施時間帯は月曜日から金曜日のうちの14時以降。

7. 特記事項

- 1) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とすること。
- 2) 各部給油・ボルト増し締めは実施する。

箕 面 市 立 保 育 所

建築設備検査等業務委託仕様書

## 箕面市立保育所建築設備検査等業務委託仕様書

この仕様書は、箕面市立保育所建築設備検査等業務について定める。

### 1. 委託場所

建築設備検査等業務委託場所は次の保育所とする。

- ・ 箕面市立桜ヶ丘保育所 (箕面市桜ヶ丘3-12-5)
- ・ 箕面市立萱野保育所 (箕面市萱野1-19-30)
- ・ 箕面市立稲保育所 (箕面市船場西1-11-9)
- ・ 箕面市立東保育所 (箕面市粟生外院5-2-1)

### 2. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし、稲保育所は令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

### 3. 一般事項

- (1) 乙は、本仕様の業務を遂行するにあたり、本市施設管理担当職員及び設備運転保守管理業務受託者の指示に従うこと。
- (2) 乙は、業務に関係した報告者を作成し、設備運転保守管理業務受託者を通じ甲へ提出すること。
- (3) 乙は、保守点検作業中に設備の異常を認めるときは、速やかに設備運転保守管理業務受託者へ連絡を行うなど適切な措置を講じ、正常な状態に復旧するとともに、安全かつ適切な設備の保持に努めなければならない。
- (4) 乙は、当該業務従事者が業務の遂行上、故意又は重大な過失により施設等の財産に損害を与えた場合は、その弁償の責を負うものとする。
- (5) 乙は、業務遂行にあたり当該施設の管理上の諸規定に従うものとする。
- (6) その他必要な事項は、甲とあらかじめ協議し、その指示を得ること。
- (7) 提出書類（原則としてA4版とする）

○点検結果報告書

2部

4. 業務内容（建築基準法第12条の規定による定期検査・調査）

- |   |            |
|---|------------|
| (1) 建築設備検査業務<br>非常用照明の検査等                                   | 1回/1年（下半期） |
| (2) 防火設備点検業務<br>対象は桜ヶ丘保育所と萱野保育所の2箇所。<br>設備数は消防設備点検業務委託の別表参照 | 1回/1年（下半期） |
| (3) 特殊建築物調査業務<br>次回は令和5年下半期に実施し、その後は3年毎に実施。                 | 1回/3年（下半期） |

5. 業務日及び業務時間

業務日及び業務時間は原則として平日の8時45分から17時15分の間とする。  
なお、詳細は保育業務に支障をきたさないよう発注者と受注者が協議して決定する。

箕 面 市 立 保 育 所

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書



## 箕面市立保育所自家用電気工作物保安管理業務仕様書

### 1. 所在地

- |         |                 |               |
|---------|-----------------|---------------|
| ・桜ヶ丘保育所 | (箕面市桜ヶ丘 3-12-5) | (設備容量 70KVA)  |
| ・萱野保育所  | (箕面市萱野 1-19-30) | (設備容量 105KVA) |
| ・稲保育所   | (箕面市船場西 1-11-9) | (設備容量 80KVA)  |
| ・東保育所   | (箕面市粟生外院 5-2-1) | (設備容量 105KVA) |

### 2. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし、稲保育所は令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

### 3. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。

### 4. 業務内容

- (1) 甲が乙に委託する定例受託検査業務は、甲の自家用電気工作物の保安の為に点検、測定及び試験に係る業務であって、その細目は別紙1のとおりとする。
- (2) 点検頻度は月次点検2ヶ月に1回、年次点検1年に1回

別表第1

## 点 検 基 準

LBS受電64KVA以上隔月点検(1年)

項目 対象	月次点検手入			年次定期点検手入			年次精密点検手入			測 定		
	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目
電線および 支持物	1	2ヶ月	電線の高さ及び 他の工作物、樹 木との距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、 支線、支柱、保護網 などの損傷腐食				1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定 した場合は省略)
	2	2ヶ月	標識、保護さく の状況	2	1年	電線取付状態				2	3年	絶縁抵抗測定
ケーブル (地中) (架空) (屋側)	1	2ヶ月	ヘッド、接続箱 分岐箱など接続 部の加熱、損傷 腐食、及びコン パウンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、 きれつ損傷				1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定 した場合は省略)
	2	2ヶ月	布設部の無断 掘さく							2	3年	絶縁抵抗測定
	3	2ヶ月	標識他物との離 隔距離									
	4	2ヶ月	ケーブルハンカ等 支持物の状態									
電力ヒューズ (PF)	1	2ヶ月	受と刃の接触、 過熱、変色、ゆ るみ	1	1年	受と刃の接触、過 熱、ゆるみ、荒れ具 合				1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定 した場合は省略)
	2	2ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	欠相防止装置の機 能				2	3年	絶縁抵抗測定
遮断器 開閉器類	1	2ヶ月	外観点検、汚 損、きれつ、過 熱、発錆損傷	1	1年	各部の損傷、腐食、 過熱、発錆、変形、 ゆるみ	1	3年	しゃ断速度測定	1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定 した場合は省略)
	2	2ヶ月	開閉表示	2	1年	操作具合、機構点検	2	必要の 都度	開極投入時間 最小動作電圧 および電流の測 定	2	3年	絶縁抵抗測定
	3	2ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態						
				4	必要の 都度	必要によりその特性 調査						
				5	1年	接地線接続部						
母 線				1	1年	母線の高さ、たるみ、 他物との離隔距離腐 食、損傷、過熱				1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定 した場合は省略)
				2	1年	接続部分、クランプ 類の腐食、損傷、過 熱、ゆるみ				2	3年	絶縁抵抗測定
				3	1年	がいし類、支持物の 腐食、損傷変形、ゆ るみ						

項目 対象	月次点検手入			年次定期点検手入			年次精密点検手入			測定			
	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目	
受 変 電 設 備	変圧器	1	2ヶ月	本体の外部点検 漏油、汚損、振 動、音響、温度	1	1年	各部の損傷、腐 食、発錆、ゆる み、汚損、油量	1	必要の 都度	内部について点 検(コイル接続 部リード線、その 他各部) 油よごれ	1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)
		2			2	1年	接地線接続部				2	3年	絶縁抵抗測定
	3									3	1年	接地抵抗測定	
	4									4	必要の 都度	絶縁油耐圧試験	
	5									5	必要の 都度	高調波測定	
	計器用 変成器	1	2ヶ月	各部の損傷、腐 食、発錆、変形 汚損、温度、音 響、ヒューズの異 状 その他必要事項	1	1年	各部の損傷、腐 食、接触、発錆 ゆるみ、変形、き れつ、汚損、ヒュ ーズの異常				1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)
2				2	1年	接地線接続部				2	3年	絶縁抵抗測定	
避雷器	1	2ヶ月	外部の損傷、き れつ、ゆるみ、汚 損	1	1年	各部の損傷、き れつ、ゆるみ、汚 損、コンパウンド の異常	1	必要の 都度	特性試験	1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)	
	2			2	1年	接地線接続部				2	3年	絶縁抵抗測定	
配電盤 (開放形) (キュービクル)	1	2ヶ月	計器の異状、表 示灯の異状操作	1	1年	裏面配線のじん あい、汚損、損 傷、過熱、ゆる み、断線	1	3年	各部の損傷、過 熱、ゆるみ、断 熱、接触、脱落	1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)	
	2	2ヶ月	切換開閉器など の異状、その他 必要事項	2	1年	接地線接続部	2	3年	端子配線符号	2	3年	絶縁抵抗測定	
	3									3	1年	接地抵抗測定	
	4									4	3年	保護継電器の動 作特性	
	5									5	必要の 都度	計器校正、シーケ ンス試験	
電力用 コンデンサー	1	2ヶ月	本体外部点検、 漏油、汚損、音 響、振動	1	1年	各部の損傷、腐 食	1	必要の 都度	容量測定	1	1年	超音波測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)	
	2									2	3年	絶縁抵抗測定	
蓄電池	1	2ヶ月	液面、沈殿物、 色相、極板湾 曲、隔離板、端 子のゆるみ、損 傷	1	1年	木台、がいしの 腐食、損傷、耐 酸塗料のはくり	1	必要の 都度	充電装置の内 部	1	必要の 都度	比重測定	
	2			2	1年	床面の腐食損傷				2	必要の 都度	液温測定	
	2	2ヶ月	表示電池の電 圧、比重、温度 測定	3	1年	充電装置の動作 状況				3	必要の 都度	各電池の電圧測 定	
配電 設 備	電線および 支持物 (低圧配電 線を含む)	1	2ヶ月	電線の高さ及び 他の工作物、樹 木との距離	1	1年	電柱、腕木、が いし、支線、支 柱、保護網など の損傷腐食				1	1年	B種接地線漏れ電 流連続測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)
		2	2ヶ月	標識、保護さく の状況	2	1年	電線取付状態				2	3年	絶縁抵抗測定
	3	2ヶ月	配電用遮断器の 外観点検、過熱 の有無	3	1年	操作具合、端子 部ゆるみ							
	4	2ヶ月	配電線外観点 検	4	1年	保護管の汚損損 傷							

項目 対象	月次点検手入			年次定期点検手入			年次精密点検手入			測定				
	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目		
負荷設備	遮断器 開閉器類	1	2ヶ月	受電設備用と同じ	1	1年	受電設備用と同じ	1	必要の 都度	しゃ断速度測定	1	1年	B種接地線漏れ電 流連続測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略) 絶縁抵抗測定	
		2	3年							2	3年			
	電動機	1	1日	運転者が音響回 転、過熱、異臭給 油状況などにつ いて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温 度	1	必要の 都度	温度上昇等を考 慮し内部分解点 検、コイル、軸 受、通風、付属 装置などの手入 れ(特約)	1	1年	B種接地線漏れ電 流連続測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)	
		2	2ヶ月	整流子、刷子、集 電環	2	1年	各部の汚損、ゆる み、損傷、伝 達装置の異状				2	3年		絶縁抵抗測定
		3	2ヶ月	接地線取付状況	3	1年	制御装置点検	2	必要の 都度	温度上昇等を考 慮し回転子引出 掃除(特約)	3	必要の 都度	接地抵抗測定	
		4	1年		4	1年	接地線接続部							
	電熱 乾燥装置 溶接機	1	1日	運転者が温度、 変形、損傷など について注意する	1	1年	各部の変形、損 傷、ゆるみ、可 燃物との隔離状 況				1	1年	B種接地線漏れ電 流連続測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)	
		2	2ヶ月	接続部変色、過 熱、熱線の腐食 接続部、接地線							2	3年		絶縁抵抗測定
		3	2ヶ月	接地線取付状況							3	必要の 都度		接地抵抗測定
	照明設備	1	2ヶ月	異音、汚損、不点	1	1年	照明効果、汚損 損傷、音響、音 度、コンパウンド 漏れ				1	1年	B種接地線漏れ電 流連続測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)	
											2	3年		絶縁抵抗測定
	配線	1	2ヶ月	開閉器の点検、 湿気、じんあい等 に注意	1	1年	開閉器、器具の 接続				1	1年	B種接地線漏れ電 流連続測定 (絶縁抵抗測定し た場合は省略)	
2											3年	絶縁抵抗測定		
非常用予備発電設備	原動機 関係	1	2ヶ月	燃料系統からの 漏油および貯留	1	その 都度	機関主用部分 の分解(特約)	1	その 都度	内燃機関の分解 (特約)				
		2	2ヶ月	機関の始動停止				2	夏期	台風、雷雨季節 の前には詳細 点検、燃料補給 (特約)				
		3	2ヶ月	始動用機器の状 態										
	発電機 関係			電動機その他回 転機と同じ			電動機その他回 転機と同じ			電動機その他回 転機と同じ	1	3年	絶縁抵抗測定	
										2	1年	接地抵抗測定		
										3	3年	継電器試験		

箕 面 市 立 保 育 所

雑排水管洗淨業務委託仕様書

## 箕面市立保育所雑排水管洗浄業務委託仕様書

### 1. 委託場所

- ・桜ヶ丘保育所（箕面市桜ヶ丘3-12-5）
- ・萱野保育所（箕面市萱野1-19-30）
- ・稲保育所（箕面市船場西1-11-9）
- ・東保育所（箕面市粟生外院5-2-1）

### 2. 対象設備

屋内雑排水枝管、小便器汚水枝管、屋外雑汚水配水管、（別表1のとおり）

### 3. 業務期間等

契約期間と同じ。

ただし、稲保育所は令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

- ・令和4年度は、桜ヶ丘保育所・萱野保育所・稲保育所・東保育所
- ・令和5年度は、桜ヶ丘保育所・萱野保育所・東保育所
- ・令和6年度は、桜ヶ丘保育所・萱野保育所・東保育所
- ・令和7年度は、桜ヶ丘保育所・萱野保育所・東保育所
- ・令和8年度は、桜ヶ丘保育所・萱野保育所・東保育所

### 4. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。

7) 提出書類 (原則としてA4版とする)

①完了時 完了届

1部

②その他発注者の指示するもの

5. 設備概要

別表1のとおり

6. 業務内容

○屋内外雑排水管の洗浄 (化学洗浄を含む)

年1回 (下半期に実施)

- ・ 高圧洗浄機、ワイヤー等による洗浄
- ・ 尿石除去薬剤等による化学洗浄

7. 業務日及び業務時間

- ・ 業務日及び業務時間は原則として平日及び土曜日の8時45分～17時15分の間とする。

## 【別表 1】

1) 箕面市立桜ヶ丘保育所	
屋内雑排水枝管洗浄	3 1 カ所
小便器汚水枝管化学洗浄	1 1 カ所
屋外雑汚水配水管洗浄	2 6 4 メートル
2) 箕面市立萱野保育所	
屋内雑排水枝管洗浄	4 1 カ所
小便器汚水枝管化学洗浄	1 2 カ所
屋外雑汚水配水管洗浄	2 5 0 メートル
3) 箕面市立稲保育所	
屋内雑排水枝管洗浄	5 5 カ所
小便器汚水枝管化学洗浄	1 3 カ所
屋外雑汚水配水管洗浄	2 5 4 メートル
4) 箕面市立東保育所	
屋内雑排水枝管洗浄	5 2 カ所
小便器汚水枝管化学洗浄	1 1 カ所
屋外雑汚水配水管洗浄	2 8 3 メートル



箕 面 市 立 保 育 所

遊具点検業務委託仕様書

## 箕面市立保育所屋外遊具点検業務仕様書

### 1. 委託場所

- ・ 桜ヶ丘保育所 (箕面市桜ヶ丘 3-12-5)
- ・ 萱野保育所 (箕面市萱野 1-19-30)
- ・ 稲保育所 (箕面市船場西 1-11-9)
- ・ 東保育所 (箕面市粟生外院 5-2-1)

### 2. 対象設備

園庭遊具(木製・鉄製)(別表1のとおり)  
年1回(2月から3月の間で実施。)

### 3. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし、稲保育所は令和5年4月に民営化するため、令和5年4月以降は委託業務対象外とし、委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

### 4. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- 7) 提出書類(原則としてA4版とする)
  - ①点検報告書 各1部
  - ②その他発注者の指示するもの

### 6. 業務内容

- ・ 外観点検、機能点検、機器動作特性点検

(遊具等の破損や腐食、老朽箇所の点検)

別表 保育所園庭遊具表

桜ヶ丘保育所

種 類	構造
登り棒	鋼
滑り台	鋼
4連ブランコ	鋼
3連低鉄棒	鋼
藤棚A(中庭)	鋼
藤棚B	鋼
砂場	ゴム枠
ちびっ子ハウス	FRP
滑り台 小(中庭)	鋼

稲保育所

種 類	構造
4連低鉄棒	鋼
4連ブランコ	鋼
ブランコ安全柵	鋼
ジャングルジム	鋼
滑り台	鋼
藤棚	鋼
木製ハウス	木
砂場	木枠
砂場(小)	木枠
木製複合遊具	木
スイング遊具	FRP

稲保育所

種 類	構造
3連低鉄棒	鋼
雲梯	鋼
4連タイヤブランコ	鋼
滑り台(大)	鋼
滑り台(小)	FRP+鋼
登り棒	鋼
ジャングルジム	鋼
木製ハウス	木
藤棚	鋼
砂場(大)	木枠
砂場(小)	木枠

東保育所

種 類	構造
滑り台	鋼
登り棒	鋼
4連ブランコ(タイヤ2)	鋼
藤棚 1	木
藤棚 2	鋼
砂場 1	木枠
砂場 2	木枠
2連低鉄棒	鋼
ジャングルジム	鋼
木製ハウス	木
タイヤステップ	ゴム
フラッグポール	アルミ